

日本語学校 コウブンインターナショナル

募集要項 2018年度

コース・定員

- 進学2年コース 4月入学 定員36名
- 進学1年半コース 10月入学 定員14名

出願資格

- 1) 本校入学時、日本国外において、正規の学校教育12年間の課程を修了した者、あるいは、それに準ずる課程を修了している者
- 2) 日本語能力試験N5級以上 または 同等レベルの日本語試験に合格した者、あるいは、200時間以上の日本語学習を修了した者

出願期間

- 進学2年コース 8月1日～11月11日 (定員になり次第締切)
- 進学1年半コース 2月1日～ 4月30日 (定員になり次第締切)

検定料

- 20,000円 ※ 出願書類提出時にお支払いください

授業料 及び その他納付金

コース	支払い時期	審査合格後	ビザ取得後	入学後	翌年3月		翌年9月		合計
		入学金	授業料	教材費	授業料	教材費	授業料	教材費	
進学 2年コース	1年目	50,000円	600,000円	30,000円					680,000円
	2年目				600,000円	30,000円			630,000円
進学 1年半コース	1年目	50,000円	600,000円	30,000円					680,000円
	2年目						330,000円	10,000円	340,000円

- ※ 一旦納入された入学金は、原則として返金できませんのでご了承ください。
- ※ 奨学生については、成績、面談にて決定します。
- ※ 歩いて行ける範囲に男子寮と女子寮があります。寮費等については下記を参照。食事は自炊(調理器具は共用)となります。
- ※ 日本では、国民健康保険または社会保険の加入が義務となっています。留学生も国民健康保険に加入しなければなりません。加入すると医療費の自己負担が30%になります。

寮費

寮費 (月額)
18,000円

- ※ 基本的に学生寮に入寮となりますが、入寮申込書を提出してください。
- ※ 寮費は毎月決められた日に集金します。
- ※ 洗濯機はコイン式ではありません。無料で使用できます。
- ※ 寮費には、次のものが含まれます。
 - 施設設備利用料・電気使用料・ガス使用料・水道使用料
 - 施設管理費・インターネット無線LAN利用料
- ※ 以下のものが必要な方には、来日後すぐ使えるように準備いたします。購入を希望する方は、入寮申込書で申し込んでください。
 - ①布団一式 15,000円 ②食器1セット 1,500円

審査・選考

- 書類審査
- 学力試験 および 面接

出願必要書類

■ 入学志願者（本人）に関する書類

	必要書類	注意事項
1	入学願書	本校所定用紙・本人直筆・写真添付
2	履歴書	本校所定用紙・本人直筆
3	最終学歴の卒業証書	最終学歴の卒業証書 もしくは 卒業見込証明書（原本）・公正証書 ※中国 大学以上の卒業者については、学歴認証報告（原本）も提出 ※高校以上の学歴がある者については、高校の卒業証書（写し）も提出
4	最終学歴の成績表	全学年分（写し）・公正証書 ※中国 高中卒業者で高考を受験した者については、高考認証報告（原本）
5	日本語能力を立証する書類	日本語能力試験N5級以上の合格証（写し） または、同等レベルの日本語試験合格証（写し） あるいは、200時間以上の日本語学習証明書（原本）・公正証書
6	戸籍簿	全ページ分（写し）
7	身分証明書	（写し）※カラー
8	写真	縦4cm×横3cm 3枚 3か月以内のもので、上半身、無帽のもの ※写真の裏に、氏名、生年月日を記入すること
9	健康診断書	本校所定用紙
10	旅券	所有者のみ 全ページ分（写し）

■ 経費支弁者に関する書類

	必要書類	注意事項
1	経費支弁書	本校所定用紙
2	関係立証書類	経費支弁者と入学希望者の関係を立証する書類・公正証書
3	預金残高証明書	預金残高証明書（原本）、定期預金証書（写し）等
4	資金形成の説明資料	資金形成をした経緯を明らかにする資料 預金通帳の写し等（過去3年分）
5	在職証明書	企業等に勤務している場合・・・在職証明書（原本） 企業等の役員の場合・・・法人登記簿謄本（写し）・公正証書 個人経営者の場合・・・営業許可書（写し）・公正証書
6	戸籍簿	全ページ分（写し） ※戸籍簿で経費支弁者と入学希望者の記載が同じ場合は不要
7	納税証明書	所得金額が記載されているもの 過去3年分（原本）
8	身分証明書	（写し）※カラー

■ その他

	必要書類	注意事項
1	誓約書	本校所定用紙・身元保証人直筆
2	入寮申込書	本校所定用紙

■ 出願書類注意事項

1. 外国語により作成されている書類については、全て日本語訳を添付すること
2. 「写し」でよいと指定されているものを除く全ての書類・証書類は、原本を提出すること
出願書類は、3ヶ月以内のもの（外国で作成されたものについては6ヶ月以内のもの）を提出すること
3. 出願書類上の訂正は不可（修正液等の使用や、砂消しゴム等で削ったりしたものは無効）
4. 各種証明書については、発行者の肩書・氏名、発行機関の名称・所在地・電話番号・FAX番号等の記載があるものを提出すること
5. 上記の書類の他に、別途請求させて頂く場合もあります